

○ 福島県土地利用審査会条例

昭和四十九年十月二十二日

福島県条例第七十一号

福島県土地利用審査会条例をここに公布する。

福島県土地利用審査会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十九条第十項の規定に基づき、同条第三項から第九項までに定めるもののほか、福島県土地利用審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期等)

第二条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第三条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審査会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会の会議は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び三人以上の委員の出席がなければ、開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数（国土利用計画法第十二条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議決については、委員総数の過半数）で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、審査会の議事その他審査会の運営に関して必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

附 則

1 この条例は、交付の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に開催される審査会の会議は、第四条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。